（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十五条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条中「第三号」を「第二号」に改める。

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十六条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この省令は、原子力発電工作物については、適用しない。

第四十四条第一項中「（原子力発電所に施設する非常用予備発電機にあっては、非常用炉心冷却装置が作動した場合を除く。）」を削る。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十五条第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第二十七条第一項の表第十号チの項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十六条中「令第三条」を「令第三条」に改める。

様式第一及び様式第二中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の3第6項」を「、第56条の3第6項又は第64条の3第8項」に改める。

様式第三の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第四表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあっては第23条第1項第3号及び第5号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の2第1項の規定並びに第55条の3第1項の規定、国土交通大臣にあっては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改める。

様式第五、様式第六及び様式第七中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の一部改正）

第十八条　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成十二年通商産業省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十九条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十一条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

第二十二条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十三条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十四条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十五条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十六条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十七条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十八条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十九条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十一条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十二条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十三条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十四条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十五条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十六条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十七条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」に改める。

第二条第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に、同条第二項第一号中「法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「令第一条に規定する原子炉」に改める。